

事業主の方へ

# 職場体験型雇用支援事業のご案内

～緊急人材育成・就職支援基金事業～

職場体験を通して人材を雇い入れる事業主を支援します

職場体験受入助成金

正規雇用奨励金

※職場体験参加者奨励金  
(職場体験に参加した方に支給されるものです)

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

中央職業能力開発協会 (財)産業雇用安定センター

# 職場体験型雇用のご案内

新規成長・雇用吸収分野等において、事業主団体等との連携のもと、十分な技能・経験を有しない求職者を職場体験により受け入れる事業主の方に対して支援を実施します。

## 職場体験とは

原則として1か月間の職場体験を実施し、求職者に当該事業所における実際の仕事を経験してもらうことで、求職者と事業主の方の相互理解を深め、その後の正規雇用へつなげることを目的に実施するものです。

職場体験を実施するには、事業主団体からの推薦を受けるか、(財)産業雇用安定センターが適当と認めた上で、ハローワークを通じて参加者を募集します。なお、実施する際には職場体験実施計画書を提出していただきます。

また、職場体験後、参加者を常用雇用として正規に雇い入れる場合、求人の申込をしていただきハローワークから紹介を受けていただきます。

- ◆ 事業の趣旨……………P2
- ◆ 職場体験の特徴……………P2
- ◆ 事業の対象となる事業主……………P2
- ◆ 職場体験の概要……………P3
- ◆ 職場体験型雇用のイメージ……………P3
- ◆ 職場体験の流れ図……………P4

## 職場体験受入助成金の支給

職場体験受入れを行った事業主には、職場体験終了後に職場体験受入助成金が、その実施日数に応じて支給されます。

→ 実施日数に応じて最大10万円

※職場体験受入助成金の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P5
- ◆ 支給対象となる事業主……………P5
- ◆ 支給額……………P5
- ◆ 申請手続……………P5
- ◆ 留意事項……………P6
- ◆ 支給対象となる事業主の要件の詳細……………P6

## 正規雇用奨励金の支給

職場体験終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月の定着と、さらにその後の6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

→ 100万円

※正規雇用奨励金の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P8
- ◆ 支給対象となる事業主……………P8
- ◆ 支給対象期及び支給額……………P8
- ◆ 申請手続……………P9
- ◆ 留意事項……………P9

## 職場体験参加者奨励金の支給

職場体験に参加した方で、雇用保険を受給できない方に、職場体験終了後に、参加した日数に応じて支給されます。

→ 参加日数に応じて最大12万円

※職場体験参加者奨励金の申請は、職場体験を実施した事業主を通じて行っていただきます。

※職場体験による就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。

- ◆ 概要……………P10
- ◆ 支給対象者となる者……………P10
- ◆ 支給額……………P10
- ◆ 申請手続……………P10
- ◆ 留意事項……………P11

# 職場体験型雇用支援事業

## ☞事業の趣旨

新規成長・雇用吸収分野等において、事業主団体等との連携のもと、非正規離職者など十分な技能及び経験を有しない求職者について、職場見学会や職場体験を実施するとともに、これらの方を受け入れ、実際の仕事を経験してもらうための職場体験及びその後の雇入れについて支援を行い、求職者の方の円滑な再就職と事業主の人材確保を促進することを目的としています。

## ☞職場体験の特徴

職場体験には次のような特徴があります

- 事業主は、一定期間（原則1か月）職場体験を実施することにより、当該事業所の実際の仕事を経験してもらうことで、参加者と事業主の相互理解を深め、その後の常用雇用（※）への移行のきっかけ作りを図っていただきます。
- 事業主は、職場体験期間中に参加者の適性や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、常用雇用として雇入れの場合は、職場体験終了後ハローワークに求人申し込みをしていただきます。
- 事業主は、職場体験とその後の常用雇用において一定の要件を満たした上で、各助成金・奨励金の支給を受けることができ、雇入れにかかる一定の負担軽減が図れます。
- 参加者は、企業の求める技能・経験（人材ニーズ）を実際に職場体験することで把握することができ、また職場体験中に努力することで、その後の常用雇用への道が開かれます。また、職場体験終了後、一定の要件を満たした上で、職場体験参加者奨励金を受けることができます。
- 職場体験期間中は、参加者に係る傷害保険・損害保険に加入し産業雇用安定センターが手続きと保険料負担を行います。

（※）常用雇用 ⇔ 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間を下回らないこと）であるものをいいます。

## ☞事業の対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- 事業主団体が（財）産業雇用安定センターに受入先として推薦した事業主または（財）産業雇用安定センターが受入先として適当と認める事業主
- 受け入れる参加者を職場体験終了後に、ハローワークの紹介を通じて正規雇用として雇い入れる用意がある事業主

※企業規模や業種などの要件はありません。

- なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、以下のいずれにも該当する者となります。
  - ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
  - ハローワークにおいて再就職に向け職場体験を経ることが適当であると認められる者
  - 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者

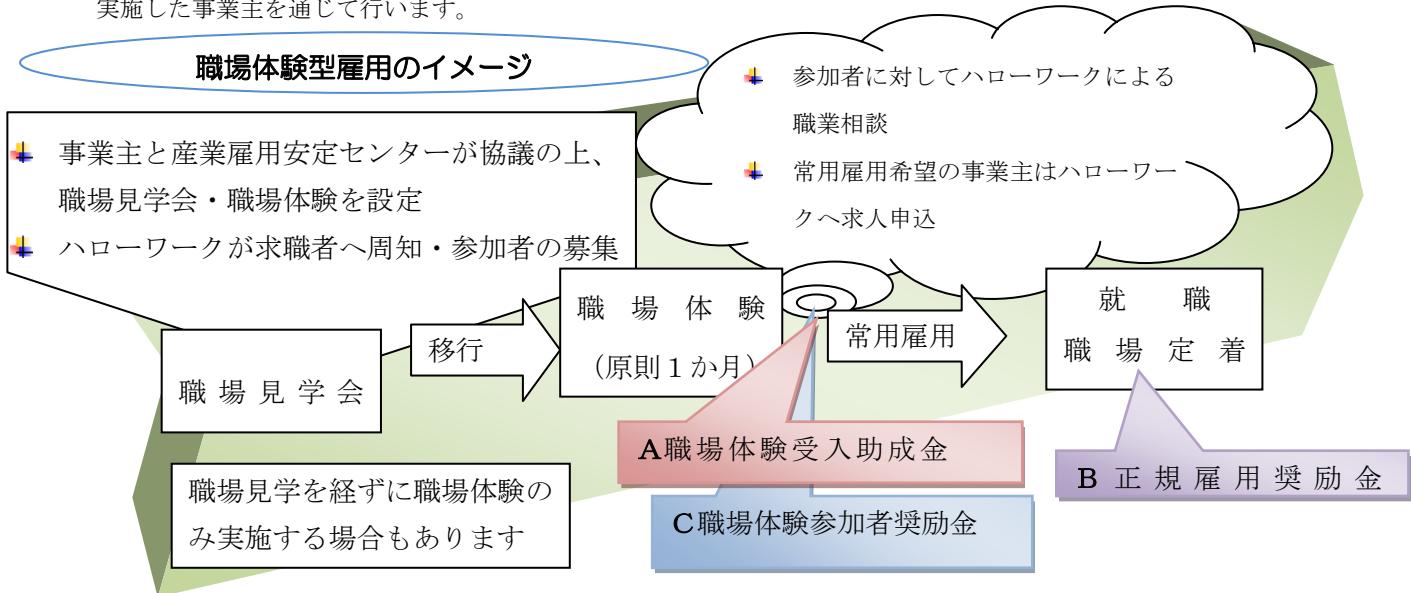
## ☞職場体験の概要

職場体験を実施した事業主は、実施後一定の要件を満たすと基金に助成金・奨励金の申請を行うことができます。

A職場体験受入助成金 B正規雇用奨励金（職場体験型）※1 C職場体験参加者奨励金※2

※1 基金事業には別に「正規雇用奨励金（実習型）」があります。そちらの奨励金については「実習型雇用支援事業のご案内」パンフレットをご参照ください。ただし、職場体験受入助成金の対象となった求職者の方を実習型雇用で雇用した場合には、実習型雇用支援事業の各奨励金・助成金は支給されません。

※2 当該奨励金は、参加者に所定の要件を満たした上で直接支払われる奨励金ですが、支給申請書の提出は職場体験を実施した事業主を通じて行います。



本事業に係る職場体験者の受入可能事業主は、産業雇用安定センターと連携の上職場体験を実施していただきます。職場体験の内容は、事業所に就職した場合に実際に従事することとなる業務を体験できるものとします。

職場体験参加希望者の募集は、産業雇用安定センターが事業主と受入条件等の調整を行い、職場体験情報をハローワークに周知してハローワークが行います。

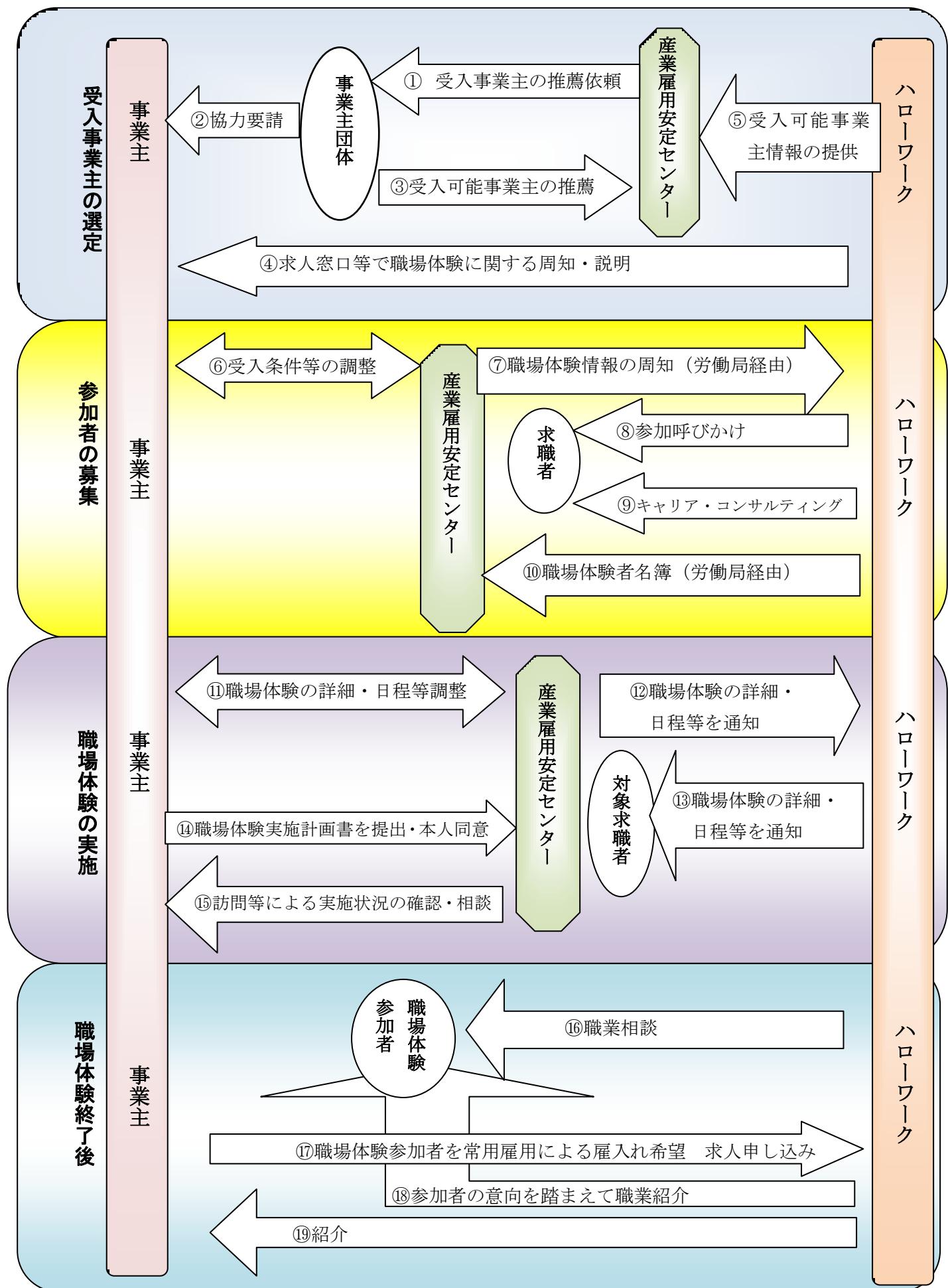
職場体験の実施に当たって事業主は、事前に産業雇用安定センターと協議しながら原則1か月、1日の職場体験時間は受入事業所の所定労働時間とし、原則1日8時間を超えない職場体験の具体的な日程等を設定していただきます。そして参加者の同意を得た上で速やかに「職場体験実施計画書」を産業雇用安定センターへ提出していただきます。産業雇用安定センターは、職場体験の実施状況を把握するため、積極的に事業所訪問等を行うとともに、受入事業主及び参加者からの職場体験に係る相談等について対応いたします。

職場体験終了後に参加者の常用雇用による雇入れを希望する受入事業主は、ハローワークに求人を申し込んでいただき、ハローワークからの紹介を受けていただきます。

職場体験は、希望する分野について十分な技能及び経験を有しない求職者を職場体験により受入れ職場体験を通じて求職者及び事業主の相互理解を促進し、当該求職者の安定的な就業の場が確保されるよう、その後の雇入れの促進を図るもので、事業主におかれましては、本事業の趣旨を十分ご理解いただき職場体験の実施をお願いいたします。

ただし、職場体験後、必ず雇入れの義務が受入事業主に生じるものではありません。

## 職場体験の流れ図



# 職場体験受入助成金

## ☞概要

職場体験（原則1か月）を実施し、対象者を受入れた事業主に対して、その実施日数に応じて受入人数1人当たり最大で10万円が支給されます。

## ☞支給対象となる事業主

本助成金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

(※要件の詳細な内容はP 6～7をご覧ください。)

- 本事業に係る職場体験を実施した事業主であること。
- 事前に雇用予約がないこと。
- 雇用保険の適用事業主であること。
- 事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含みます。）をしたことがないこと。
- 特定受給資格者となる離職者が一定数（3人を超えるかつ被保険者数の6%を超える数）でないこと。
- 過去3年間に対象者を雇用したことがないこと。
- 対象者を雇用していた事業主が関連事業主でないこと。
- 労働保険料の滞納がないこと。
- 不正行為により不支給措置を受けたことがないこと。
- 労働関係法令を遵守し適正な雇用管理を行っている等助成金を支給することが適切な事業主であること。

## ☞支給額

職場体験を実施した日数に応じて、受入人数1人当たり次の金額が支給されます。

職場体験実施日数	支給額
5日以上 8日以下	2万円
9日以上 12日以下	5万円
13日以上 16日以下	8万円
17日以上	10万円

## ☞申請手続

### 申請期限

職場体験を終了した日の翌日から起算して1か月以内

（ただし、天災その他当該期間に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ日の翌日から起算して1か月内となります。この場合は、当該理由を記した書面を添えて提出してください。）

### 申請書等提出先

▶雇用保険適用事業所を単位とし、職場体験を実施した事業所を管轄するハローワークの所在する都道府県の（財）産業雇用安定センター地方第二事務所（事務所一覧表P14をご参照ください。）

### 申請書類

- 職場体験実施報告書兼職場体験受入助成金支給申請書（様式第3号）  
(助成金の支給申請書には対象労働者本人の記名・押印または署名が必要です。)
- 職場体験実施計画書（様式第2号）[産業雇用安定センターの押印のあるもの]（写）
- 対象労働者の出席状況が確認できる出席簿（写）
- その他支給要件を確認するに当たって中央職業能力開発協会会長が必要と認める書類

### 結果の通知

（財）産業雇用安定センターを経由して提出された申請書をもとに中央職業能力開発協会会長が支給または不支給を決定し、支給決定通知書または不支給決定通知書により通知します。

### ☞留意事項

- 職場体験受入助成金の支給を受け、当該職場体験後に常用雇用に移行した場合は、正規雇用奨励金（職場体験型）を除いて、他の雇入れ助成金は支給されません。

### ☞支給対象となる事業主の要件の詳細

- (1) 希望する職種等に係る求人の分野において、十分な技能・経験を有しない求職者であって、ハローワークにおいて、中小企業等人材確保コーディネーター等によるキャリア・コンサルティングを受けた結果を踏まえ、再就職の促進のために、職場体験を経ることが必要であると、ハローワークの長が認める者をハローワーク・産業雇用安定センターを通じて職場体験者として受入、所定の職場体験を実施した事業主であること。
- (2) 当該事業による職場体験の実施以前に、当該職場体験に係る対象者を雇用することを約している事業主以外の事業主であること。
- (3) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (4) 職場体験を開始した日の前日から起算して6か月前の日から、職場体験を終了した日までの間（以下「基準期間」という。）に、当該職場体験に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがない事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）であること。
- (5) 基準期間に、当該職場体験に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由（次に掲げる離職理由を除く。）によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が3人を超えること。

かつ、当該職場体験開始日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させた事業主以外の事業主であること。

- ① 雇用保険法施行規則第34条第4号に定める者となる離職理由
- ② 同令第35条第1号に定める離職理由（災害等によるものに限る。）
- ③ 同令第35条第7号に定める離職理由（同令第35条第1号に定める離職理由を除く。）
- ④ 同令第35条第7号の2に定める離職理由
- ⑤ 同令附則第3条に基づく特定受給資格者に関する暫定措置の対象となる雇用保険法第33条第1項の正当な理由

(6) 職場体験を開始した日の前日から起算して、過去3年間において、当該職場体験に係る対象者を雇用したことがない事業主であること。

(7) 職場体験を開始した日の前日から起算して1年前の日から当該職場体験開始の日の前日までの間ににおいて、当該職場体験に係る対象者（日雇労働者を除く。）を雇用していた事業主と、以下のいずれかに該当する場合その他の資本金、経済的・組織的関連性等からみて、新たに受け入れられたものとして助成金を支給するに当たって適当でないと判断される事業主以外の事業主であること。

- ① 受入れ日において当該職場体験に係る対象者を雇用していた事業主（又は受入れ事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める受入れ事業主（又は対象者を雇用していた事業主）の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること
- ② 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。
  - ・ 代表者が同一人物であること。
  - ・ 取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

(8) 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。）に、職場体験を実施した事業所において労働保険料（同法第41条により徴収する権利が時効によって消滅しているものを除く。）を納入していない事業主以外の事業主であること。

(9) 職場体験を開始した日の前日から起算して3年前の日から助成金の支給決定を行う日までの間ににおいて、不正行為により本来受けることのできない助成金及び雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがない事業主であること。

(10) 労働関係法令の違反を行っていることにより、適正な雇用管理を行っていると認められないため、助成金を支給することが適切でない事業主以外の事業主であること。

# 正規雇用奨励金（職場体験型）

## ☞概要

職場体験受入助成金を受給した事業主が職場体験終了後、ハローワークの紹介により職場体験参加者を常用雇用として雇い入れ一定期間職場定着した場合、1人当たり最大100万円が支給されます。

## ☞支給対象となる事業主

この奨励金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 職場体験受入助成金を受給したことにより要件を確認された事業主であること。
- (2) 職場体験終了後、安定所の紹介により移行検討期間中（職場体験を終了した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの期間をいいます。）に職場体験参加者を常用雇用として雇い入れ、引き続き、6か月以上、雇用保険の一般被保険者として雇用する事業主であること。
- (3) 職場体験を開始した日の前日から起算して6か月前の日から、中央職業能力開発協会会長に対する当該奨励金の支給についての申請書を提出するまでの期間（以下「基準期間」といいます。）に、当該職場体験に係る事業所において雇用する雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含みます。）をしたことがない事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除きます。）であること。
- (4) 基準期間に、当該職場体験に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由（次に掲げる離職理由を除きます。）によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）が3人を超えるかつ、当該職場体験開始日における被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させた事業主以外の事業主であること。

## ☞支給対象期及び支給額

### 支給対象期

- 第1期 正規雇用基準日から、正規雇用基準日（※）から起算して6か月の日まで
- 第2期 正規雇用基準日から起算して6か月の日の翌日から、正規雇用基準日から起算して1年の日まで

※正規雇用基準日とは、職場体験終了後、常用雇用を開始した日をいいます。

### 支給額

- 第1期 50万円
- 第2期 50万円

## ☞申請手続

### 申請期限

対象者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内

また、賃金締切日から1か月近く遅れて賃金支払日が設けられており、実際に支給申請のできる期間が極端に短くなる事業主であって、支給対象期の末日の翌日から1か月以内に賃金を支払ったものについては、当該賃金支払日後7日以内に申請することができます。

なお、天災その他支給申請期間内に奨励金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内にその理由を記した書面を添えて申請することができます。

### 申請書提出先

▶雇用保険適用事業所を単位とし、職場体験を実施した事業所を管轄するハローワークの所在する都道府県の（財）産業雇用安定センター地方第二事務所（事務所一覧表P14をご参照ください。）

- 正規雇用奨励金第1期支給申請書又は正規雇用奨励金第2期支給申請書（様式第9号）
- 対象労働者雇用状況等申立書（様式第10号）
- 雇用契約書又は雇入れ通知書（写）【常用雇用による雇入れに関するもの】
- 各支給対象期の最終日の属する月の出勤簿等（写）
- 各支給対象期の最終日の属する月の賃金が記載された賃金台帳（写）
- 対象者に係る職場体験受入助成金支給決定通知書（写）
- 必要に応じて支給申請書に添付又は提示を求める書類（タイムカード、労働者名簿等労働関係帳簿）

※対象労働者雇用状況等申立書は、第1期の申請時に提出してください。第2期の申請時に提出の必要はありません。

### 結果の通知

（財）産業雇用安定センターを経由して提出された申請書をもとに中央職業能力開発協会会長が支給または不支給を決定し、第1期及び第2期支給決定通知書、不支給決定通知書により通知します。

### ☞留意事項

- 正規雇用奨励金の支給を受けることができる場合には、同一の支給事由により、他の雇入れ助成金は支給されません。

# 職場体験参加者奨励金

## ☞概要

雇用保険を受給できない求職者が、ハローワークにおいてキャリア・コンサルティングを経た上で職場体験に参加し一定の要件を満たした場合に参加者へ直接支給されます。申請書の提出は実施事業主を通じて行い、支給金額は職場体験に参加した日数に応じて最大12万円が支給されます。

## ☞支給対象者となる者

この奨励金の支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 希望する職種等に係る求人の分野において、十分な技能・経験を有しない求職者であって、ハローワークにおいて、中小企業等人材確保コーディネーター等によるキャリア・コンサルティングを受けた結果を踏まえ、再就職の促進のために、職場体験を経ることが必要であると、ハローワークの長に認められた者で、本事業に係る職場体験にハローワークを通じて産業雇用安定センターに参加希望申込をした者であること。
- (2) 雇用保険を受給できない者であること。
- (3) 職場体験を開始した日の前日から起算して、過去3年間において当該事業主に雇用されたことがないこと。
- (4) 当該事業による職場体験の実施以前に、当該事業主に雇用されることを約していないこと。

## ☞支給額

職場体験参加者奨励金は職場体験に参加した日数に応じて以下の金額が参加者に支給されます。

職場体験実施日数	支給額
5日以上 8日以下	3万円
9日以上 12日以下	6万円
13日以上 16日以下	9万円
17日以上	12万円

## ☞申請手続

職場体験に参加し奨励金の支給を受けようとする参加者は、職場体験を終了後直ちに、職場体験参加者奨励金支給申請書及び委任状（以下「申請書類」といいます。）を記入の上、職場体験実施事業主へ提出します。

事業主は、職場体験を終了した日の翌日から起算して、1か月以内に、参加日等について誤りがないか確認し、確認印を押印した上で、職場体験受入助成金の支給申請に合わせて申請書類を提出します。

### 申請期限

職場体験を終了した日の翌日から起算して、1か月以内です。

ただし、天災その他支給申請期間内に奨励金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内となります。この場合は、その理由を記した書面を添えて提出してください。

### 申請書提出先

▶雇用保険適用事業所を単位とし、職場体験を実施した事業所を経由して事業所を管轄するハローワークの所在する都道府県の（財）産業雇用安定センター地方第二事務所（事務所一覧表P14をご参照ください。）

### 申請書類

- 職場体験参加者奨励金支給申請書（様式第16号）
- 委任状（様式第17号）

### 結果の通知

（財）産業雇用安定センターへ提出された申請書をもとに中央職業能力開発協会会長が支給または不支給を決定し、申請者あて支給決定通知書または不支給決定通知書により通知します。

### ☞留意事項

- 職場体験参加者奨励金は雇用保険を受給できない求職者が支給対象者ですが、雇用保険を受給できる求職者の職場体験への参加を妨げるものではありません。

## 職場体験実施計画書

提出日 平成 年 月 日

①企業名		アカデミー		
②職場体験を行う事業所	名称(①と同じである場合は省略可)	アカデミー	雇用保険適用事業所番号	
	所在地	(〒 - )	電話( )	-
③職場体験参加者氏名	アカデミー		生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
④雇用保険受給資格の有無	有(受給期間 年 月 日～ 年 月 日)・無			
⑤職場体験実施内容				
⑥体験期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ア. 5日以上8日以下 イ. 9日以上12日以下 ウ. 13日以上16日以下 エ. 17日以上			
⑦職場体験に係る事務手続の担当者	氏名		役職	
	連絡先 (②の所在地と同じ場合は省略可)	(〒 - ) 電話( ) - (内線 )		
本実施計画書の内容について、同意します。 (職場体験参加者氏名)  記名押印 又は署名				産雇センター受理印
(備考)				受理番号:

## <お問い合わせ先>

	ホームページアドレス
全国労働局一覧	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html</a>
最寄りのハローワーク	<a href="http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html">http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html</a>
中央職業能力開発協会	<a href="http://www.javada.or.jp/">http://www.javada.or.jp/</a>
(財)産業雇用安定センター	<a href="http://www.sangyokoyo.or.jp">http://www.sangyokoyo.or.jp</a>

財団法人 産業雇用安定センター事務所一覧				
事務所名	住所		電話番号	FAX 番号
北海道事務所	札幌市中央区北 1 条 2 丁目 1 番地	札幌時計台ビル 8 階	011-200-1391	011-200-1394
青森事務所	青森市新町 2-2-4	青森新町二丁目ビルディング 8 階	017-732-7321	017-732-7322
岩手事務所	盛岡市大通 3-3-10	七十七日生盛岡ビル 6 階	019-604-2141	019-604-2140
宮城事務所	仙台市青葉区本町 1-1-1	三井生命仙台本町ビル 9 階	022-212-3081	022-212-3082
秋田事務所	秋田市山王 3-1-7	東カン秋田ビル 6 階	018-895-5091	018-895-5090
山形事務所	山形市あこや町 2-3-1	錦産業会館 4 階	023-615-0271	023-615-0272
福島事務所	福島市栄町 6-6	N B F ユニックスビル 10 階	024-525-8471	024-525-8473
茨城事務所	水戸市城南 1-1-6	サザン水戸ビル 4 階	029-302-3505	029-302-3507
栃木事務所	宇都宮市本町 4-15	宇都宮 NI ビル 8 階	028-600-1511	028-600-1512
群馬事務所	前橋市新前橋町 13-8		027-210-8901	027-210-8902
埼玉事務所	さいたま市大宮区仲町 3-13-1	住友生命大宮第二ビル 8 階	048-650-6351	048-650-6353
千葉事務所	千葉市中央区富士見 2-7-5	富士見ハイネスビル 6 階	043-202-2971	043-202-2974
東京事務所	新宿区西新宿 4-15-3	住友不動産西新宿ビル 3 号館 6 階	03-5358-7424	03-5358-7425
神奈川事務所	横浜市中区住吉町 6-68-1	横浜関内地所ビル 8 階	045-222-4771	045-222-4773
新潟事務所	新潟市中央区万代 4-1-6	新潟あおば生命ビル 7 階	025-240-0021	025-240-0025
富山事務所	富山市奥田新町 8-1	ボルファートとやま 10 階	076-442-6911	076-442-6912
石川事務所	金沢市尾山町 3-10	金沢南町ビル 4 階	076-223-1581	076-223-1580
福井事務所	福井市大手 2-7-15	明治安田生命福井ビル 4 階	0776-22-0411	0776-22-0412
山梨事務所	甲府市丸の内 2-14-13	ダイタビル 5 階	055-220-1330	055-220-1332
長野事務所	長野市栗田源田窪 1000-1	長栄長野東口ビル 3 階	026-229-8051	026-229-8053
岐阜事務所	岐阜市泉町 41	富士火災岐阜ビル 6 階	058-212-3471	058-212-3472
静岡事務所	静岡市葵区追手町 5-4	アーバンネット静岡追手町ビル 4 階	054-275-3271	054-275-3272
愛知事務所	名古屋市中村区名駅南 2-14-19	住友生命名古屋ビル 20 階	052-589-2501	052-589-2508
三重事務所	津市羽所町 375	百五・明治安田ビル 7 階	059-221-1071	059-221-1072
滋賀事務所	大津市梅林 1-3-10	滋賀ビル 6 階	077-510-7221	077-510-7223
京都事務所	京都市中京区烏丸通六角下ル七觀音町 623	第 11 長谷ビル 8 階	075-229-6881	075-229-6882
大阪事務所	大阪市中央区農人橋 1-4-34	信金中央金庫ビル 9 階	06-6947-7611	06-6947-7613
兵庫事務所	神戸市中央区元町通 6-1-8	東栄ビル 3 階	078-382-3071	078-382-3221
奈良事務所	奈良市大宮町 1-1-15	ニッセイ奈良駅前ビル 4 階	0742-25-3231	0742-25-3236
和歌山事務所	和歌山市北出島 1-5-46	和歌山県労働センター 3 階	073-421-3251	073-421-3252
鳥取事務所	鳥取市東品治町 102	明治安田生命鳥取駅前ビル 3 階	0857-25-0341	0857-25-0343
島根事務所	松江市朝日町 498-6	松江駅前第一生命ビル 8 階	0852-60-1261	0852-60-1262
岡山事務所	岡山市磨屋町 10-20	磨屋町ビル 5 階	086-803-3041	086-803-3042
広島事務所	広島市中区八丁堀 16-11	日本生命広島第二ビル 2 階	082-511-8621	082-511-8620
山口事務所	山口市小郡高砂町 3-26	ナガオビル 2 階	083-976-0651	083-976-0652
徳島事務所	徳島市八百屋町 2-11	ニッセイ徳島ビル 5 階	088-602-0131	088-602-0132
香川事務所	高松市寿町 2-4-20	高松センタービル 8 階	087-811-6701	087-811-6702
愛媛事務所	松山市一番町 1-14-10	井手ビル 4 階	089-915-6001	089-915-6002
高知事務所	高知市堺町 2-26	高知中央第一生命ビル 2 階	088-820-1101	088-820-1102
福岡事務所	福岡市博多区博多駅前 2-1-1	福岡朝日ビル 6 階	092-433-2161	092-433-2163
佐賀事務所	佐賀市駅南本町 6-4	佐賀中央第一生命ビル 8 階	0952-41-8611	0952-41-8620
長崎事務所	長崎市大黒町 9-22	大久保大黒町ビル 5 階	095-829-7501	095-829-7502
熊本事務所	熊本市横綱屋町 10	熊本商工会議所ビル 5 階	096-312-5071	096-312-5072
大分事務所	大分市府内町 3-4-20	明治安田生命大分恒和ビル 3 階	097-548-5301	097-548-5302
宮崎事務所	宮崎市橘通東 4-7-28	宮崎第一生命ビル 2 階	0985-60-6991	0985-60-6993
鹿児島事務所	鹿児島市新屋敷町 16-401	鹿児島県住宅供給公社ビル C 棟 4 階	099-219-5061	099-219-5063
沖縄事務所	那覇市松尾 1-19-1	ベルザ沖縄ビル 8 階	098-951-1931	098-951-1932